

令和7年4月から

農地の貸し借りの仕組みが大きく変わります！

農業経営基盤強化促進法が令和5年4月に改正され、農用地利用集積計画に基づく農地の出し手（農地所有者）と受け手（耕作者）の「相対」による農地の貸し借りの手続きは、令和7年3月末をもって廃止されます。

今後は、農地中間管理機構（農地バンク）を通じた貸し借りか、農地法による貸し借りのどちらかになります。

●令和7年2月28日までの申請書受付分は、下記①②③の方法により農地を貸し借りすることができます。

制 度	①利用権設定等促進事業	②農地中間管理事業	③農地法第3条許可
根 拠 法 令	農業経営基盤強化促進法	農地中間管理事業の推進に関する法律	農地法
契 約 内 容	「相対」による貸し借り	「農地中間管理機構」による貸し借り	「相対」による貸し借り
適 用	「廃止」されます！ ※令和7年3月31日をもって終了します。（ただし、「地域計画」が策定された場合は、策定日の前日までで終了します。）	「継続」されます！ ※今後も引き続きご利用することができます。	「継続」されます！ ※今後も引き続きご利用することができます。
貸借期間	50年以内	原則10年以上	50年以内
貸借期間終了後の取 扱	契約期間満了と同時に終了します ※再設定により更新できる	契約期間満了と同時に終了します ※再設定により更新できる	契約期間満了前に農地所有者が解約の意向を通知しない場合、自動更新されます
手続に要する期間	1カ月～1.5カ月	4カ月～5カ月	1カ月～2カ月
申 請 書 受付期間	令和7年2月28日まで	—	—

●令和7年3月1日以降の申請書受付分は、上記①による制度が廃止されるため、上記②③により農地を貸し借りすることに変更されます。

●問い合わせ先



（利用権に関すること：上記①②）淡路市産業振興部農林水産課（窓口番号⑳）
電話0799（64）2512（直通）・IP電話050-7105-5012
（農地法に関すること：上記③） 淡路市農業委員会事務局（窓口番号㉔）
電話0799（64）2516（直通）・IP電話050-7105-5016